

### 第3回 障害者の安心施策検討会 会議録

日時:平成26年9月12日(金) 19:00~21:00

場所:宇部市役所 2階 第1会議室

欠席者:宮崎博子委員、山田節子委員、牧憲一郎委員、  
野村和志委員、浅谷友香委員、益原忠郁委員

出席者:別紙委員名簿から欠席委員を除く7委員

市 障害福祉課 松谷課長、谷課長補佐、清水係長  
西條係長

特別支援教育推進室 古富室長

健康推進課 江本係長

#### 1 事務局あいさつ

障害福祉課 松谷課長 あいさつ

#### 2 第2回検討会の課題について

(事務局) 別紙資料「第2回「安心施策」検討会課題」に基づき、前回の検討会で議論された課題と方向性について説明

#### 3 安心施策(案)の検討について

(事務局) 別紙資料「「安心施策の4事業」について(事務局案)」に基づき説明

※以下、「障害者24時間安心サポート事業」を「1の事業」、「個に応じた学習・生活支援事業」を「2の事業」、「発達相談機能充実事業」を「3の事業」、「障害者理解促進事業」を「4の事業」という。

##### ■質疑応答等

●障害者総合支援体制について、どこにこの支援体制を設置するのか。「1の事業」であれば、可能性として事業所が受け入れできるということなので、「1の事業」を実施するとしても体制はある。短期入所事業所の方から、こういう人はちょっと困りますとか、困難事例です、と言われて、受け入れてもらえないと思うところもあるが、とりあえず予算があれば「1の事業」を引き受けてくれるところがある。

この支援体制については、職員がどこで活動するのか、受け入れができるのかどうか、というのが一番心配である。

(事務局) 現時点では、これだけの体制を作ることになるので、市役所の中では難しいのではないかと考えている。どこに、というのはまだ決まっていないが、別の場所で組織というか別の室を作るというか、そういった拠点を作るような方向で考えている。

●ある程度実施できる構想というか、体制ができると考えていいのですね。いくら人を雇っても、その人たちが何もしなければ何の役にも立たないので、その体制がきちんとできるのかどうかイメージできないところがあった。それと、難しいとは思いますが、土日の対応を何とかして欲しい。

(事務局) 土日や24時間の対応については、なかなか難しいと考えている。相談支援事業所が土日を含めて24時間対応ができればそれが一番いいが、実際にそれができるかどうか。そのあたりは、相談支援事業所と協議したい。

●市として体制を作るのであれば、どこか特化した方が、本来事業を行うところと競合せずにできた方がいいと思うし、そうして欲しい。

(事務局) 前回の検討会のときに、「地域生活支援拠点の整備」の話が出た。先週山口県で第4期障害福祉計画の説明会があり、この話も出たが、具体的な内容が国の方でも何も決まっておらず、予算化されるかどうか分からない状況であり、この事業を市ですぐ実施するのは現段階では難しいと思っている。ただ、国の通知では、平成29年度末までに相談、それから居住系、そういうサービスができる体制をとれるような枠組みというか拠点を各市町に1つ整備することになっている。整備することに伴う国からの予算も見ながら、今後考えていきたい。

●「1の事業」は、短期入所については、原則、支援区分が必要ということだが、現在の短期入所を利用している者との違いが明確に出ないと意味がないと思う。

(事務局)今の事務局案では、登録の時に支援区分を受けていただくことを想定している。

●ということは、現在の短期入所のあり方と変わらないと思うが、違うのか。

(事務局)「1の事業」では、緊急というところを出しているのだから、通常の利用であればやはり相談支援事業所が調整することになると思うので、それが難しいときにこの事業の利用を想定している。

●「1の事業」は、誰でも使えるという意味合いだったと思うので、短期入所の申請をされていない、例えば就労継続支援B型のような支援区分が必要ないサービスを使っていると、使うことができない。実際には、短期入所の申請をしないといけないということになってしまう。皆さんが使えるという意味合いだと思っていたので、確かに情報提供が必要というところは外せないのだからこのような実施体制になったとは思いますが、それではあまり現行のものと変わらないのではないかと。

●事前登録というのはもっともだと思いつつも、実際に区分認定を受けている人である。その点がどうなのかなというのがひとつと、アンケートの処遇困難事例、これは受け入れて大変でしたという例だと思うが、在宅でおだやかに生活していて支援が絶対必要な人が、家族の方に何か緊急なことが起きて、今日の晩ひとりぼっちになった。そういう状況下での利用を想定していた。そもそも、こういう困難事例に挙がっている方は、在宅での支援が大変で、逆に言ったら、面倒が見れないから短期入所を利用している。今回の「1の事業」は、支援をするご家族に緊急が生じたときに動いてくれる事業所というイメージだったので、これが精神障害であれ知的障害であれ、基本的に在宅でおだやかに生活している方が描いていた利用者像であった。「1の事業」の対象者が、落ち着いている者に限る、だと違和感があるが、今日穏やかに暮らしていて、その日の晩に家族が脳出血になって救急車で運ばれた、というときに、明日の朝までどうするのか、というイメージで考えていいのかな。

●福祉手当を廃止して事業を行うとすれば、今までにない部分をどう補てんしていくか、という考え方ではないのか。今まで本来サービスとして、例えばサービスを行う事業所が

少ないとなると、本来宇部市として事業所を作らなければならないと思う。サービス事業所を拡大していくのは当然のことであって、だから事業所を今度の福祉手当で増やすというのは問題があると思う。事業所として、今とても人が足りません。なら、相談員を増やすなり、本来の福祉予算として計上しなければいけないものだと思う。

だけど、この福祉手当の予算は、どちらかという今までに制度としてない、サービスとしてない、福祉の事業として計画にないところで、どうしても今日常生活がうまくいかないところを補足する。そういうところでこの予算を使うというイメージを持っていた。だから、24時間いつでも何かあったときにはすぐ誰でも使えるように、困ったときには使えるようにというところで、短期入所があるしヘルパー派遣がある。事業を行う方法として、こういうやり方しかないと言われればそうかもしれないけれど、やはり事業所として、いつでも誰でも使えるだけの質を確保して欲しい。

●結局、事前に登録する人は、障害福祉制度を既に利用している人であり、そういった制度を利用していない人、要するに、例えば知的障害のお子さんと両親が暮らしていて、支援区分認定を受けていないし、市役所とのかかわりもない。だけど、突然家族にご不幸があったとか、そういう今まで制度を利用していない人たちを対象とする事業と判断していたから、事前登録が必要ならあまり意味がないと思った。これは要援護者避難制度も同様で、これは個人情報の問題があると言われているので、希望しない人まで助けに来たら、というところはあるが、この制度も絶対漏れがあるはずである。事前登録というのがどうも気になる。

(事務局) (今年の) 安心施策立案検討会の中では、事前登録という形での話があったと思う。

●それは、事業所の実施体制としてももう少しつめていただきたい。この事業そのものは必要だと思っている。

●生活施設と就労施設の事業所が違う。そうになると、情報がきちんと就労施設の方に伝わっていない。反対に、自分たちが生活する場所、どういう場所がいいか相談したくても、その相談員の所属するところ以外の事業所の情報が入ってこない。そういう意味では、その事業所ごとに相談事業をやっていることがものすごくネックになっているというか相談しにくい状況になっている。情報が入ってこない。先ほどの市の総合相談事業というのは、本来そういった部分をやってくれる方がいい。コーディネートをきちんとやってくれて、色々な情報を提供してくれる方がいいと思う。ただ、緊急な状況はいつ起こるのかが分からない中で、安心施策の短期入所は使えるのですか、と尋ねられたので、私もよく分からないけど、やはり日頃から使う練習をした方がいいので、登録して色々な施設に行ってみたら、というようなアドバイスをして良かったのかな、と後で後悔した。

やはり、親としては自分の子どもが本当にこの施設で安心して生活できるのか、本当に快適に生活できるのか、友達関係がどうなのかということが心配である。単にその事業所だけがこうやってその相談をしてコーディネートをここで受け入れますよ、ではうまくいかない気がする。自分のところで受け入れますよ、という相談は緊急の場合であって、援助してもらわないといけなくなったときに、その相談にのってもらうのは各事業所でしてもらわないといけれないと思う。でも、本当に全体を見渡してというか、ここの施設はど

うですか、という話になったときに、事業所だけでこうコーディネートできるのか、サービス提供側として次の行き先まで相談します、ということが果たして可能なのかと思っ  
ている。だから、具体的な実施体制に関しては、もう少し事業所側と具体的につめてやっ  
ただければと思う。ただ、今後この事業を提案する段階で、予算などある程度のものが  
必要ではないのか。

(事務局) 短期入所、ヘルパー派遣というのが、介護給付費の対象になっており、障害支  
援区分が必要ではないかと考えている。それと、やはり緊急となると、事業所側の受け入  
れが難しいのではないかと。そのあたりを緊急で使いたいというところで、事業所の方も受  
け入れがどうなのかというところを含めて事前登録というのを考えている。

●事前登録が必要なのであれば、よっぽど市民周知を図っていかないといけない。この事  
前登録が必要なかったら、結構人から人に情報が伝わりそうな気がする。逆に、事前登録  
があれば、行政から市民に情報を発信していかないと、なかなか登録してもらえない気  
がする。自分が病気になるっていう親御さんはまずいないから、通常は今は必要ないと思  
うので、本当に緊急事態が起こったときに、大抵の方は事前登録をしていないと思う。

●在宅の障害者が短期入所に行くという説明になっているが、以前から言っているように、  
障害名が付いていない長期引きこもりの方がいて、例えば、その方の家族が入院したとき  
に、なかなか家から出ることができないので短期入所を利用することにはならないけれど、  
家族がいなくなった途端にご飯が食べられなくて餓死してしまう危険性があるときに、こ  
の緊急ショートの代わりに緊急ヘルパーが利用できるのか。障害者手帳を持っている方の  
みなのか、今は手帳を持っていないが、手帳取得の可能性のある人までを含めるのか。

●「1の事業」の対象は、障害者として認定されている人に限るのかそうでないのか。

(事務局) 現在の事務局案では、障害者として認定されている人を対象として考えている。

●それだったら、通常の短期入所の中で対応すれば、なんとかなる範囲だと思う。介護保  
険でもそうだし、元々認定を持っていて、緊急で利用している方もいる。たまたま短期入  
所のベッドが空いてないから利用できないというときの確保でしかない感じがして、本来  
の安心施策とずれている気がする。

●聴覚障害の方の介護保険の移行ですごく苦労していて、介護保険では、なかなか障害の  
ことを理解していただくのが難しい。現実的にそうなので、今言われたような障害者手帳  
がない方と同じ扱いになる。障害者の対応を介護保険できちんとしていただけるのであれば、  
65歳の線引きをしてもいいとは思いますが、これが制度上の線引きであるのならば、こ  
の「1の事業」は意味がないのではないかと。重度の障害者で65歳以上というときに、介  
護保険ですねということで、短期入所を介護保険の方で受け入れてもらえるのかどうか。  
そのときに、受け入れをしないことはないと思うが、その障害者の立場に立つと、なか  
なかそれが一晩であっても落ち着いてそこにいることができるのか、そこで泊まること  
ができるのか、というようにところが対応する施設によって変わっていくのではないかと  
思うが、それが実際に可能なのかどうか、というところがある。

●安心施策の本質に戻りたい。先ほどから話を聞いていると、法律に基づいた安心施策  
みたいな気がしている。元々福祉手当というのは宇部市独自の条例で行われており、その  
条例を廃案にして、宇部市独自のものを作ろうという話だったので、65歳とか障害者の認

定というのは、施策としてどうなのだろうか。誰でもどうぞとはいかないと思うし、どこかで線引きをしないとイケない。それは分かるが、宇部市独自の安心施策であって、確かに将来的には国の施策に乗っていくのだろうけど、前回の検討会で、「先行事例で頑張りましょう」という話があった。だから、国の施策がこうなるだろうからこういう動きをしましょうではなくて、とりあえずこの検討会では、宇部市独自のものを考えましょうという議論なので、例えば65歳とか区分認定を有しているとか、あまり法律に縛られたものではない方がいいのではないかな。当然どこかでその線引きはしないとイケないが、ちょっと気になったのはそこである。65歳以上というのは、介護保険、いわゆる国の施策である。この会は、宇部市民のことを検討する会だと思いがいかか。

●介護給付費でなく独自の費用を出すというところの観点であれば、対象の幅を広げてもいいのではないかな。

●福祉手当の対象は64歳までの人か。

(事務局) 65歳以上も対象になる。

●そうであれば、65歳以上で福祉手当を受けていて、「もういいですよ」って言った人たちは何も報われない。要は、この65歳という線引きをしたために、私たちは福祉手当を元に戻して、他の人たちはもらっていてももらっていなくても、私たちだけもらってればいい、ということになる。65歳以上で福祉手当をもらっていた人たちは、「あれ？対象が65歳未満になっている」ということになりますよね。

障害福祉サービスを受けている人たちが65歳になり介護保険の方に切り替わる時に、言われているように障害を理解していない。障害者を理解していない。特に、障害の色々な特性を理解していない。介護保険の施設で色々あり、本当に障害者理解のあるところへ行きたい、という話をよく耳にする。行政の方でも、障害の理解に関して色々動いていると聞いたが、結局は障害が理解されていないから、障害福祉のことを介護保険の施設やそれぞれのところへ色々な形で教育なり研修をしながら理解していこうという形で動いているとは思いますが、要は結局のところ、障害が理解されていない。この状況で、65歳だから介護保険に移行してもというところがあるし、折角の安心施策がなんか不安心な感じがする。

●短期入所を介護保険で利用するにしても、やはり障害特性のある人が今までそういった施設に来られなかったから対応できないのはある意味仕方ないことだとは思いますが、そうすると、この「4の事業」の障害者を理解してもらおうための新事業というのが、学校に限定されている。高齢者施設のようなところもあるのではないかな。あくまでも学校に限定されているが、障害者の方が高齢化されたときに、高齢者施設でみていただける「安心」というところにもつながるのではないかな。

●高齢者施設まで啓発していくというのは、この安心施策で予算を使わないとできないことなのか。社会福祉の中で進めていくべきことではないかと思う。

●「1の事業」に関しては、対象者と利用方法については、再度検討をお願いしたい。

●他の市町村で「1の事業」を行っているところはなかったのか。

●福祉手当が廃案になって、それを我慢している人たちが納得できる施策というところだったと思うので、例えば70歳の方は、これが広報か何かに掲載されたときに、実際に事

業の利用はないとしても、切り捨てられたのかという気持ちにならないか。

(事務局) 65歳以上になると、介護保険の方で色々と給付されるようになる。

●介護保険が優先と言いながらも、65歳以上で要介護認定を受けていない障害者もたくさんいる。そういう場合は、介護保険のサービスを受けていないのだから、やはり障害福祉でのサービスになると思う。

●まさに、障害者の65歳問題そのものである。

●そうすると、今度は先ほどの区分認定の話が絡んでくる。

(事務局)「1の事業」の対象者をどうするのか、という部分が全く思いつかない。

●先ほど言われたみたいに、事務局案の事前登録をして区分認定を受けて支援しましょうという方は、通常の短期入所の方で努力していただき、例えば、短期入所をいざというときに困らないために利用していただくことの教育というか、慣れていただく努力をしていただければ、今回の「1の事業」の方ではなくて、形は緊急だが通常の短期入所ということで利用ができると思う。

だけど、家族の事情等で事前登録すら難しい方や、そもそもそんなことがいつかはあるかもしれないが、親が元気なうちは大丈夫だろうということで、区分認定も受けずに抱えていて、急に家族に何らかのご病気等があったときの利用ができればいい。

だから、事前登録をこれから推進していけばいいと思う。短期入所を利用するということで、何かあったときのために区分認定を受け、事前に登録をして利用する方はそうしていただいて、なかなかそれができない方については緊急になると思う。

●短期入所の申請をして利用している方が、この実施体制からいくと、さらに重複して登録することになると思う。

●なるべく事前登録してください、というのを大原則として、そうではない人もいるので、この実施体制で「1の事業」を展開しない方がいいと思う。逆に、そこから区分認定を受ける方が出てくるかもしれない。お年寄りでも、困ってから介護保険を申請される方がいる。

●「2の事業」と「3の事業」は連動しているものなのか。「3の事業」の中に「支援者育成」と入っている。

(事務局) そういう支援者を育成して、できればそういう方に支援員になっていただきたいと考えている。

●前回まで「3の事業」の中にあつた「こども」という言葉は今回ないが、事業の中身は子どものままである。「こども」を外して「者」を付けたと言われても、中身はやはり子どもに見える。障害者の安心施策ということで、前回引きこもりの話をしたと思うが、今回精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）が改正され、その中で引きこもりは精神の中に位置付けられた。だから、引きこもりは障害なのかと話があつたが、やはり引きこもりは精神の障害者であるというふうに国は認めている。ただ、障害者手帳も持っていないので、本当にどういった領域で障害を持っているか分からない方がたくさんいて、障害がありながら、今回の案だと相談事業でしかないのだから、そこに出向いて相談できなくて、10年20年引きこもっている方がいる。ニーズはあるが、結局そういう人たちからの声が上がらないので注目されないし、耳も傾けられずに切り捨てられて福祉施

策に反映されないということが、本当に地域住民のための安心施策なのか。

発達障害の子どもたちに手厚くケアすることには賛成だが、若い元気な間だけが注目され、大人になって社会に出たときに、就労ができなくて、つまづいたり引きこもったりする方がたくさんいる中で、その地点で切り捨てられて何の支援もされないことが、本当に将来に向かっての安心施策なのかということでも疑問に思う。おそらく「2の事業」、「3の事業」でかかわる方というのは、30代くらいまでだと思う。それ以降の人たちが、どこに行っていてどうなっているのか。そういう人たちをほっといていいのか。うちの事業所に来られる引きこもりの方の親御さんが70代くらいで、お子さんが40代で20年近く引きこもっていて、親御さんもいつ倒れるかという不安がありながら、子どもをなかなか病院にも連れて行くことができない。相談にも連れて行けないからどうしようもないという実態の中で、「3の事業」で「こども」を外しました、ということであれば、引きこもりの方の親御さんが相談に行かれたときに、訪問支援をしてくださるのであれば、これでいいと思う。でも、本人が来たら相談を受けず、連携しず、ではどこに連携するのか。何の支援もされているような事業がないところで、ただ話を受けるだけで次につながらないのが現在の実態であるにもかかわらず、ただ相談窓口を作りました、では本当に安心になるのかと思う。

事業概要の中に臨床心理士や社会福祉士とあるが、臨床心理士や社会福祉士を選んだ基準は何なのか。根拠を聞かせていただきたい。

(事務局) 相談ということであれば、やはり専門である臨床心理士にご意見をいただこうと考えているし、社会福祉士については、相談等の受付それから場合によっては訪問相談も含めてやってもらおうと考えている。

●それだったら、そういう引きこもりだとか発達障害ということであれば、精神保健福祉士が1名でもいいのではないか。

(事務局) それも1つの案と思う。

●引きこもりの方をサポートするといっても、正直言って治らない。現状では、医療の分野においても支援事業の中においても、そういった人が社会に出るのがなかなか難しい。どちらかと言えば、それを取り巻くご家族のつらい思いとか体験をおしゃべりできる相手が臨床心理士で、例えば、家で暴れて困っている、ガラスを割って警察呼んで、警察の方もまたですかって相手にしてくれない。そういうときにこういう制度がありますよ、みたいなことを精神保健福祉士がお伝えしたりアドバイスしたり、社会福祉士もこういう制度について分かりやすく説明していただく。この「2の事業」と「3の事業」、特に「3の事業」については、まあ家族の安心、ひいては本人の安心だが、現状の制度では限界なのかなという感じで捉えている。でも、かなり精神障害が入ってきているので、発達障害にしる何にしる、多動性障害の子どもは精神障害なのか知的障害なのか境界が分かりにくいところがあるので、1名は精神保健福祉士が入った方がいいと思う。

総合支援学校に通っている子どもは、ある意味親御さんがきちんと子どものことを分かっているから入学させている。ずっと親御さんが子どものことを認めないでそのまま社会に出る人もいるから、総合支援学校に行く子どもは、逆に言ったら恵まれているのかもしれないが、どうも在学中しか支援がない。先生として、卒業生がその後どうなったのかと

いう不安はないのか。就職させることは先生の仕事のひとつだと思うが、その後きちんと働いているのだろうかという不安が卒業生に対してどうなのか。

●もちろん不安ではあるが、以前は追指導という形で県の予算があり、最初の1年目にトラブルや適応ができない状況がよくあるので、そのときのために企業に1回から2回行くための旅費が出ていた。けれど、予算の関係でそれもできなくなって、現状としてはトラブルを聞いたときにそこに行くという形であり、本当は定着のためには1年目が重要だと思うが、なかなかできていないというか、関係機関の方にある程度委ねている。その移行時の引き継ぎは、できるだけ3年生の地点でできるように体制を整えているところではある。

●例えば、4年前に高等部を卒業した子どもがいて、そういう方の相談が行政から入ったときに、こういう特性がありました、在校中はこういう子だった、という情報共有ができるのか。

●可能であり、問い合わせもよくある。

●であれば、「3の事業」を「こども」としたらまずいのではないのか。

●学校にいる間の方が目が届いていて、卒業してから目が届かない状況は確かにあるし、障害者就業・生活支援センターにはかなりの相談事例が入っていると思う。

●それこそ、学校から直接就職された方で、相談支援等全く入っていない方が、何年か経って仕事を辞めると、どこに相談に行ったらいいのか迷っているという話は聞くので、そういう意味では、最初の段階で何かあったらここに相談に行ったらいいというような情報提供がやはり必要、ということを感じている。親御さんも、学校を卒業したのでもう学校には言えないという思いがあると思う。

●総合支援学校と関わりのある方は、いくらどこかの機関とつながることもできるが、うちの家族会の方で言うと、皆さん高学歴で高機能性の広汎性発達障害なので、元々が障害者と思っていないけれども、生きにくさがあるというところで、どこともつながっていない。だから引きこもるしかない。そこをどうしていくのかという問題があるが、もちろんここだけで解決できる問題とは思っていないので、それは県等と連携を図っていくところだが、そこでできることと言えば、家族会のサポートや相談というところでやはり終わってしまうので、その後の継続でなんとかしなければ、というところにはつながっていない。

本当は、ここで行う障害施策ではないのかもしれないが、障害認定をしていないけれども、宇部市として引きこもり対策をどうするのか、というところに柱があり、その柱からどうするかというところにつながっていくところではないのかと思っている。

やはり印象としては、9割はなんらかの障害を持っている。特に長期化している方は、精神的な障害が2次的にあるので、障害認定を受けることができる方たちである。

●例えば、相談窓口が障害福祉課にあるとして、発達障害の方が来たら、自分はどんなところに行ったらいいのか紹介してもらえとか、そういったところまで案の中に盛り込んで欲しいのか。

●いや、行くところがない。大人の発達障害の方が、相談を受けても次につながらない。つなぐ先がない。

●それは、安心施策の中というよりも全体組織の問題であって、どういうふうに先をつなぐことができるサービスをどう作るのか、というところなので、それは仕方がないと思う。

●ただ、窓口だけということではなくて、もっと具体的なプログラムがあるとか、例えば、コミュニケーションに障害があるので、SSTをすることが効果的であると出ていて、ここに臨床心理士という専門職がいるので、そういうプログラムを充実させるところがあるのかどうか。また、実際に家族が相談に行っても、本人が相談に行くことができない中で、どういうところまでがここでできるのか。相談しもしないのか。本当に相談だけでいいのか。

●相談だけではよくないけれど、これからはやはり社会が変わって行って人材が輩出されないと、現状ではきついのではないかと思う。

●障害福祉計画の中で、今後きちんと位置付けていく必要があると思う。精神障害の方も含めて、今まで表面化してこなかった例えば在宅のサポートが必要といったときに、その人たちに対する支援施策をどうするのか、というところを計画の中に入れていかないと、相談してその後どうするのかとここで責められても、多分ここでは動きがつかない。何をするのと言われても、どんなに保護者でグループを作ろうと色々な訓練をしようと、この予算では限度がある。だから、やはりここでは本当に相談をして、その先をどうするのか。受け入れ先は別なところできちんと、例えば施設入所で行くのであれば、それはそれでひとつの方向性であるのかもしれないが、やはり在宅の福祉施策をするのであれば、そっちをきちんと作っていかないといけない。

●私は引きこもりと大人の発達障害に焦点をあてているが、子どもの発達障害にしても、障害福祉施策という柱があってここがあってということだと思う。

(事務局)「引きこもり」という言葉が、障害者福祉計画の中に全くない。今その計画の見直し作業をしているので、引きこもりについては、今後計画の中に反映させていく形でやっていこうと考えている。

●「発達障害」と書くのはすごく簡単だが、本当はとても幅が広い。多動性障害、これは先ほどのアンケートの処遇困難事例ということになるし、3障害ということであれば、知的障害でも非常に興奮性の高い方については、障害者福祉でいくのか精神保健福祉でいくのか、現実としては悩ましい。

発達障害なら何でもいいということになれば、最近では、明らかな統合失調症の方でも、親御さんは発達障害で通す人が出てきている。明らかにそううつ病でも発達障害、発達障害という言葉の聞こえがいいと思っている親御さんが現実結構いる。学校の先生も発達障害という言葉を使いやすい。何か、ちょっと発達に問題がありますね、みたいな言い方をするが、日頃の現場で、発達障害という言葉が便利に使われ始めている気がする。

もし、発達障害と明記するのであれば、今さらではあるが、「精神障害」と大まかなくくりの方が危険性が少ないのかもしれない。「精神障害一般(知的障害含む)」くらいにした方が、「発達障害」ときっちりくくってしまうと、発達障害を見てくれると言ったじゃないか、と子どもさんを連れて来られて、実は統合失調症だった、というような危険性も将来的にはあるような気がする。

●障害者基本法の障害の定義で、「精神障害(発達障害を含む)」というのと同じ書き方の

方がいいと思う。ただ、発達障害等で限定する支援サービスとしての安心施策で本当にいいのか。ことばの療育支援というのものもあるが、聴覚障害のことばの療育とか、構音障害の子ども療育はここに入らないというような話になってしまう。もっと広い障害全般的なものを含めて欲しいと思ったが、施策の方向性でこういった内容になっているので、この中で「等」というような形で何とか含めてもらいたいと思っている。

元々の福祉手当の予算の大部分が発達障害に入っていて、他の障害とのバランスが偏っているとは思いますが、施策の方向性としては決まっている。ただ、もう少しフレキシブルなものと誤解していた部分もあったが、方向性というか基本方針みたいなものなので、この4つでやるということであれば、この発達障害の幅を広げて欲しい。そういう書き方をしてもらいたい。「2の事業」についても、「精神障害（発達障害含む）」にして欲しい。

●学習障害と知的障害を見極めるのは大変難しい。親御さんは、聞こえがいいから知的障害の子どもを学習障害と言う。学校を何とか卒業できた子どもが大体IQ70くらい、それを知的障害に含めるのかどうなのということと、学習障害との絡み、このあたりが絶対絡んでくるので、学習障害と書いてしまうとすごく危険がある。

●「4の事業」についてはどうか。

（事務局）先ほど、高齢者の施設でも、という話があったが。

●以前、聴覚障害の方が介護施設に入所して、しばらくしたら手話が分からなくなった、という話があった。介護施設の皆さんが手話を使うというのは難しいが、障害を理解して欲しい。

●地域の大学の研究機関と連携しながら支援者育成ということなので、看護師にしても医者にしても、もちろん教員やそういう方を育成して、そういうところにもちゃんと支援者として育成できるようなプログラムを連携してやっていただきたい。「2の事業」と「3の事業」の中で、本当に必要な職員養成をしっかりと行い職員を派遣できたらいいと思う。ただ、例えば学習支援でも、単にボランティアの養成をやりますよ、という形で、とにかく興味関心を持ってもらうということでボランティアの養成をしているが、本当に支援をするのであれば、それだけでは足りない。色々な障害のある子どもがいるし、学校の中で学習支援をしないといけないので、肢体不自由の子どももいるし、そういう意味では「3の事業」のところできちんと専門的な知識を伝達できるような状況を作れたらいい。

だから、「4の事業」は学校の先生にも分かってもらい、ただ単に講演会やりました、ふれあいをしましたではなくて、理解をした上でその講演会等を企画してもらって、子どもたちにきちんとフォローができる教員の養成というのを「2の事業」や「3の事業」のあたりでできたらいいと思う。もう少し対象を広げて欲しいというのはあるが、人権教育の方と連携をしながらしっかりやってもらいたい。ふれあって終わりとか、特別支援学校に行っただけで終わりでは、やったことにならないというのをずっと感じている。年に1回あっても、ちょっと怖かったで終わりでは困る。

調査でも、1回だけのふれあいというのは、良く分かりましたというものと、嫌になった、マイナスのイメージを持った、という両極端に分かれる。だから、例えばいたずらされることもあるし、ぶつかったり何もしないのに殴られたというのものもある。殴られて、もう本当にショックで泣き出した高校生がいた。理由を尋ねたら、私は何もしていない。一

生懸命やったのになんで殴られるのか分からない自分が情けないと。痛いからではなくて、その後のフォローをきちんとしておかないと、本当に誤解をしたままになる。自分に自信がなくなる。そういう意味でも、きちんとフォローができる教員ということで「2の事業」をやっていたきたい。

●「4の事業」の障害者理解促進を行う段階で、具体的な内容のコーディネートを誰がするのか。事業を始めても、どんな目的でどういった方法でうまくいったのかいかなかったのかという評価があって次につながらなければ意味がない。

それから、特に「3の事業」はおそらく委託になると思うので、このお金が委託先に行ったら、結局この委託先が好きなように事業を展開してしまうのではないかと。私たちは、こういった目的でこういう事業を立ち上げて、だからここにお金を出しますよ、という形を作っても、委託先に権限が渡ってしまうのではないかと。どの事業にしても、誰が責任を持ってどういうふうに評価して、それがもう1回自立支援協議会に報告として上がってくるのかどうなのか、という流れもきちんと作っておいていただきたい。

(事務局)「3の事業」については、直営か委託かというのは今のところないが、室というか、そういうふうなものを設けて、現段階では直営を考えている。

あとは、確かにこう理解促進をやって評価という部分で、やれるところからはどういうものやっていくかとか、申請とか、内容的なものは当然申請をもらってからということになるかと思うが、やった後の評価というのはこれから考えていかないといけない。

●それは、学校側から申請されたらやってもらおうという流れか。市の方が、この「4の事業」はこういう計画でやりますというものではなくて、こういうものがありますからどうぞ申請してください、申請したらお金を出しますよ、という流れなのか。

(事務局)そういう形で、各校区にどうですか、といった話をしようと考えている。

●人権教育の中で予算措置をするということであるが、その予算措置とするとしても、本当に限られた授業時間の中で、他に外国人理解や男女共同等色々な人権教育があると思うが、そういうことは今までどおり行って、人権教育の中でとにかく障害者理解を予算をつけるからやりなさい、といったときに、授業時間が足りないということにはならないのか。予算を付けても時間がないとなると、例えば運動会という話もあったが、土曜日や日曜日に行うのか。それとも、年間の授業時間は決まっているから、障害者理解のためにいくら予算をもらってもダメですよ、とかそのあたりのことは教育委員会との絡みもあると思うがどうなのか。

(事務局)人権教育の方には、年に1回は障害者理解をやっていただくということで話している。色々な人権教育のメニューがある中で、障害者理解を取り上げるということを中心施策検討会で検討しているということをお知らせしている。

●そのときに、できる、できないといった話は特別ななかったか。

(事務局)学校の方は、色々な方が集まって検討するようだが、そこにも諮っていきたいと考えている。

●学校で、福祉系の感想文とかポスターは全然募集していない。例えば、そういうものはどうか。障害というのが、行政としてやりにくいところがあるのか。

●人権ポスターとか人権週間というところで、必ず1年に1回は人権に関する色々なもの

がある。その中で、障害に関しては、いくつか県の賞状をもらっていて、障害者のその家族の兄弟が描かれていて、県知事賞をもらっているものがある。だから、その人権という中の含みの中で行っている。ただ、その興味の向け方として、人権というのは色々なものがあり、障害だけではないところがあるので、色合いとしてはかなり薄くなる。

●例えば、バリアフリーの関係や盲導犬の育成のポスター等があればいい。

●私は人権施策推進審議会の委員もやっているが、盲導犬と視覚障害者の理解ということで、人権・男女共同参画推進課がやっている人権の集いに私が講演者という形で当事者として参加したが、障害当事者はいなかった。私自身は一般公募で委員になったが、人権推進委員の中に障害者はいなかった。私もそのとき初めて知った。今年も一般公募されているが、どうしようかと思っている。

●例えば、障害者の方とふれあうというところで、学校でも一部の方たちは一生懸命頑張っていたり、ボランティアに子どもたちが出て来ているようなところに表彰するとか、頑張っている、いいことをしている、というところに焦点をあてて、ああ自分たちも頑張ろうみたいな感じでもいいのかと思う。

●障害者理解を推進しているようなところに、表彰状のような形で目に見えれば、また来年頑張ろうという気持ちになる。

●障害者理解の推進をしていただいて何かしましょうというよりも、現に頑張っている人たちに「ありがとう」という気持ちを伝えるのもいいのではないか。去年から高校の学生がボランティアで来ているが、結構先生が頑張っているところもあると思う。

●行政から、賞状とかトロフィーだったりとか、そういったものにお金を使っていたてはどうか。

●多分そういうことを始めると、新聞やテレビに出て障害者理解が広まっていくのではないか。今まで活動されていたから表彰されたというところで。

●事務局には、今日の検討会の取りまとめをお願いしたい。

#### 4 その他

(事務局) 4回の検討会で終わりそうにないが、とりあえず、今日いただいた案を取りまとめてメールで事務局案を送信し、第4回の検討会については、ある程度まとめたもので協議したいと思う。

●事業内容について、どこかである程度の妥協は必要だと思う。10月か11月に開催される自立支援協議会に向けて、施策を持って行けるような形にしたい。

(事務局) 第4回の検討会の開催前に事務局案のメールを各委員に送信するか、もう1回検討会を行うか。

●今回も、事前にメールで資料をもらっていたから、頭に入っていたのではないか。今回と同様でいい。次回の検討会で、バランスをとりながら施策を作っていたきたい。

(事務局) もう一度事務局案を作って、第4回の検討会で協議して、それをまとめる形で進める。